

3. 香港駐在員事務所レポート

～香港での法人銀行口座開設について～

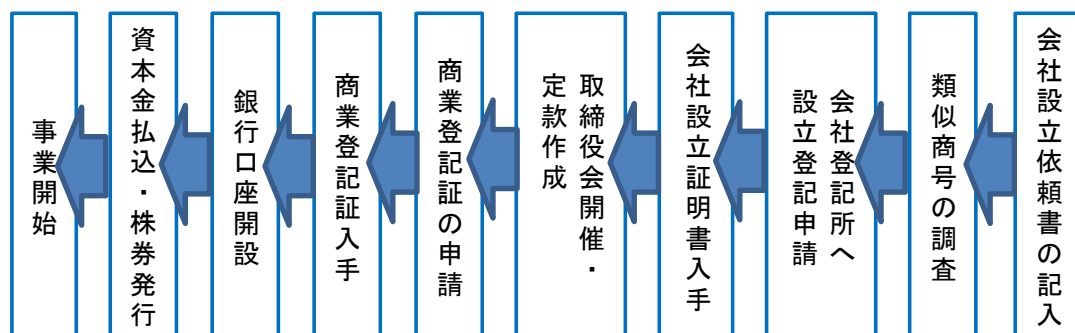
1. はじめに

事業を行う上で必ず必要となるものの一つに銀行口座があると思います。日系企業が香港にて現地法人を立ち上げる場合も例外ではありません。

香港のイメージは「国際金融センター」「世界中からヒト・モノ・カネが集まる経済都市」などがあると思います。では、香港での現地法人設立のイメージはいかがでしょうか。「手続きが簡単」「設立までに要する時間が短い」「ペーパーカンパニーでも設立可能」など色々あるかと思います。

一般的なイメージ通り、確かに香港での現地法人は中国本土と比べても簡素且つスピーディーな法人設立が可能となっています。しかし、ここからが問題です。法人登記までは比較的スムーズに進むのですが（早ければ商業登記証入手まで2週間前後）、資本金を送金するために、最終的には香港で銀行口座を開設しなければなりません。香港ではかつて、外資系企業であっても、またペーパーカンパニーでも比較的簡単に銀行口座開設が可能となっていました。しかしながら最近、この銀行口座開設が非常に厳しくなっているのです。

今回は、なぜ外資系企業の香港での銀行口座開設が厳しくなったのか、現状はどうなのか、更なる対処方法についてお話しさせていただきます。香港での現地法人設立の大まかなフローは以下の通りです。



(過去の実績に基づき作成)

2. 銀行口座開設厳格化の経緯

銀行口座開設厳格化の発端は、香港および香港の銀行が、租税回避やマネーロンダリング（資金洗浄）の温床となっていることが明るみに出て問題視されたことが挙げられます。

香港は法人税率が16.5%と低いことや、配当金・利子などのインカムゲインおよびキャピタルゲインが非課税であるなど他の先進国と比べて税制が非常に優遇されていることから、過去外資系企業により、実態を伴わない資産を隠すためのダミー会社などのいわゆるペーパーカンパニーがたくさん作られ香港の銀行口座が活用されました。もちろんこれらの税制は金融国家香港の国策として行われているものですが、それが母体国や社会的に悪い影響を与えているとして先進各国から批判を浴びることとなります。

2006年頃からG7（財務大臣・中央銀行総裁会議）でもマネーロンダリング対策やテロリストへの資金供与根絶・租税回避について本格的に対応が議論されるようになり、香港でも大手として拠点を構える某銀行がフランスやスイス検察当局などからマネーロンダリングほう助などの疑いで捜査を受けるという事象がこの数年で立て続けに発生しました。

このような事象を背景に、香港でもマネーロンダリング対策を強化すべく、金融当局の指導のもと銀行口座開設および口座維持管理業務が厳格化されていくこととなり、2014年前後から銀行口座開設に必要な手続き・提出書類等に大きな変化が表れてきました。

3. 銀行口座開設手続きの変化

過去ペーパーカンパニーでも開設可能であった時代と現在では、外資系企業の現地法人の銀行口座開設手続きに実際どれほどの違いがあるのかについて、香港で銀行口座開設のサポートを行っているコンサルティング会社への聞き取りや弊所での経験をもとに解説します。

今回は、現状最も手続きが煩雑である「日本の法人出資による香港現地法人」のケースにて比較を行いたいと思います。

過去と現在の提出資料等の違い（銀行により若干の違いあり）

（過去の内容）

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本社役員1名以上のパスポート写し ・本社役員1名以上の運転免許証写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・現法の商業登録証 ・現法の法人設立証明 ・現法の定款
必要手続き	※会社概要やビジネスプラン、会社組織図は書面での提出は必要なく、口頭説明のみで可	
条件	・現法役員全員の英語での面接（通訳利用可） ・法人登記さえあれば他に特段なし	



（現在の内容）

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーションシート ☆本社の登記簿謄本 ☆本社の定款 ☆本社の株主名簿 ☆本社及び現法役員全員のパスポート写し ☆本社及び現法役員全員の運転免許証写し ☆本社株主(10%以上保有者)全員のパスポート写し ☆本社株主(10%以上保有者)全員の運転免許証写し ・バンクリファレンスレター（日本で取引のある銀行からの推薦状） ☆については英文翻訳及び公証人の認証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社組織図（英文） ・現法の商業登録証 ・現法の法人設立証明 ・現法の定款 ・現法の会社概要（英文） ・現法のビジネスプラン（英文） ・現法オフィスの賃貸契約書
必要手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・現法役員全員の英語での面接（通訳利用基本不可、担当者により差あり） ・現地銀行員によるオフィス視察 	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・実体のある会社であること ・香港で現地法人を設立する理由が妥当であること 	

（コンサル会社への聞き取りおよび実際のサポート実績に基づき作成）

上記の通り、過去比較的簡素であった銀行口座開設が現在は非常に煩雑となっています。提出資料が増加しただけでなく、オフィスを構え実体のある会社かどうか問われるようになっており、現地銀行の視察により本当にオフィスがあることの確認まで行われるようになってきています。

また、バンクリファレンスレターと呼ばれる銀行からの推薦状についても要求されるようになっており、日本で取引のある銀行のサポートなしでは香港での銀行口座開設が困難になっています。個人出資により設立した現地法人の場合もう少し簡素な手続きとなりますが、やはり以前と比べると厳格になっているようです。

その様な中でも経済自由度ランキングでは常にトップを守り続け引き続き自由経済を推進している香港ですが、確実に厳格化は進んできています。コンプライアンスの遵守が重視される中、経済先進国の香港であれば当然の動きであるとも言えますが、逆に言うと、これらの行程をすべてクリアし口座開設に至ることができればあらぬ疑いをかけられるような可能性も低く、信用された企業と言えるということです。

なお、上記の口座開設に必要な手続きについては内容に変更があるかもしれませんので、都度ご確認をいただきますようお願い致します。

4. 終わりに

香港には紙幣の発券銀行となっている、香港上海銀行（HSBC）・中国銀行・スタンダードチャータード銀行をはじめ、香港地方銀行最大の東亜銀行やハンセン銀行など様々な大手銀行があり、多少の差はあるものの総じて銀行口座開設の厳格化を図っています。しかしながら、コンサルティング会社や取引のある銀行等のサポートを受けながら、必要な手続きを確実に進めれば問題はありませぬ。

京都銀行香港駐在員事務所では香港の東亜銀行と提携を行い、お取引先様の香港での銀行口座開設のサポート体制を構築しています。また、銀行口座開設に限らず、様々なご質問やご相談に対し対応できるよう、現地での様々な人的ネットワークも構築し情報収集に努めておりますので、是非弊行海外ビジネスサポートをご活用頂ければと思います。

(香港駐在員事務所 大橋 俊之)